

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	〇人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	二三三
告示	〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件	二三三
	〇公金の徴収の事務を委託した件	二三三
	〇大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	二三三
	〇地籍調査に関する事業計画を定めた件	二三四
	〇県営土地改良事業計画を定めた件	二三五
	〇県営土地改良事業計画を変更した件	二三五
	〇保安林の指定をする件	二三六
	〇保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	二三六
	〇保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	二三六
	〇道路の区域を変更する件	二三六
	〇水防警報を発する河川を指定した件	二三七
	〇土地区画整理組合の解散を認可した件	二三七
公告	〇土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	二三七
	〇土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	二三七
	〇浸水想定区域を指定した件	二三六
	〇一般競争入札を行う件	二三六
	福島県公安委員会	二三六
	〇道路交通法による指定講習機関として指定した件	二三四

規 則

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年五月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第三十九号

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしいまちづくり条例施行規則（平成七年福島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の表7の項及び別表第一の第四の表4の項中「第29条」を「第31条第一益」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（障がい福祉課）

告 示

福島県告示第三百三十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。
令和五年五月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定する区域
須賀川市長沼字永光院二十二番六の一部
- 二 指定する区域の埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地

（一般廃棄物課）

福島県告示第三百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。
令和五年五月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島ロボットテストフィールドの使用料の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

三 福島県福島市中町一番十九号
徴収の事務を委託する期間
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

(次世代産業課)

福島県告示第三百三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年五月十六日から同年九月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
令和五年五月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ICHHI, SロシナンテMARKET福島西店 福島県福島市八島田字勝口二十七番地の一ほか
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗の名称
(変更前) いちい八島田店
(変更後) ICHHI, SロシナンテMARKET福島西店
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前) 株式会社いちい
代表取締役 伊藤 信弘
福島県福島市さくら一丁目二番地の一
花の店フローラ
福島 君子
福島県福島市笹谷字城場六の十三
株式会社レパコ
代表取締役 佐藤 純啓
福島県福島市下鳥渡字八幡塚二番地の三
株式会社只野石油
代表取締役 只野 泰正
福島県相馬市中村字泉町一番地の五
株式会社いちい
代表取締役 伊藤 信弘
福島県福島市さくら一丁目二番地の一
花の店フローラ
福島 君子

- 三 変更した年月日
令和五年四月十四日
 - 四 届出年月日
令和五年四月二十一日
 - 五 届出をした者
株式会社いちい
- 福島県福島市笹谷字城場六の十三
株式会社只野石油
代表取締役 只野 泰正
福島県相馬市中村字泉町一番地の五
チームたかのは株式会社
代表取締役 阿部 正史
福島県福島市万世町五の三十八第八佐藤ビル一階
株式会社セリア
代表取締役社長 河合 映治
岐阜県大垣市外淵二丁目三十八番地

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、令和五年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。
令和五年五月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福島市	大波第一八 大波第一九	令和六年三月二日
伊達市	梁川第一九 八幡第一 栗野第一	同
郡山市	舞木 青木葉 笹川第九	同
天栄村	大里第二九 大里第三〇	同
白河市	九番町	同
塙町	湯岐四	同
会津若松市	南千石町第三	同

喜多方市	磐見第一三	同
湯川村	松川	同
会津美里町	八重松	同
南会津町	中荒井第四 中荒井第五	同
いわき市	大平H 下永井A 旅人J 下永井B	同

(農村計画課)

福島県告示第三百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、赤川原地区に係る県営農村地域防災減災事業(用排水施設等整備(湛水防除事業))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和五年五月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和五年五月十七日から
同 年六月五日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
桑折町役場

(農村計画課)

福島県告示第三百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、永谷地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(中山間地域総合整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和五年五月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和五年五月十七日から

- 同 年六月五日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
田村市役所

(農村計画課)

福島県告示第三百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和五年五月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林の所在場所
南相馬市小高区角部内字入羽和形一五二の三、一五二の四、小高区浦尻字町一一四の二〇、一一四の二一、字北川原一九四から一九七まで、字広町八六、八七の一、八八の一、八九、一三八、一三九、一四〇の一、一四〇の二、一四一、一四二の一、一四二の二、一四三の一から一四三の三まで、一四四から一五二まで、一五三の一、一五四から一五七まで、字北向一〇三、一〇四、一〇五の一、一〇五の二、一〇六、一〇七、字前原一九、一二二、一二三、小高区井田川字南新田七二八の二、七二九の二、七三〇の二、七三一の二、七三二の二、七三三の三、七三四の一、七三五から七三八まで、七三九の二、七四〇の二、七四一の二、七四二の二、七四〇から七八六まで、七八七の一、七八八の一、七八九の一、七九〇の一、七九一、七九二の一から七九二の三まで、七九三の一から七九三の三まで、七九四の一から七九四の六まで、七九五の一から七九五の三まで、七九六の一から七九六の三まで、七九七の一から七九七の三まで、八〇四の一、八〇四の五、八〇四の六、八〇五の一から八〇五の三まで、八〇六、八〇七、八〇八の一、八〇八の二、八〇九、八一〇、八一の一、八一二の六から八一二の八まで、八一三、八一四、八一五の一、八一五の二、八一五の三、八一六、八一七、八一八の二、八一九の二、八一九の三、八二〇の二、八二〇の三、八二一から八二六まで、九二八から九三〇まで
- 二 指定の目的
潮害の防備
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

矢吹線	一一三番七地先から 同 郡同 町神田南 一一〇番一地先まで	変更後	一八・二 九・九 一八・二	一三三八・九
-----	-------------------------------------	-----	---------------------	--------

(道路計画課)

福島県告示第三百四十六号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、水防警報を
発する河川として、次の河川を指定する。
令和五年五月十六日

福島県知事 内堀雅雄

河川名	区	城
木戸川	左岸 双葉郡檜葉町大字大谷字海法地内から海まで 右岸 双葉郡檜葉町大字上小埜字中川原地内から海まで	

(河川整備課)

福島県告示第三百四十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第四十五条第二項の規定により、土
地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。
令和五年五月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 土地区画整理組合の名称
伊達市高子駅北地区土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
伊達市保原町上保原字大地内四十四番地
- 三 解散の理由
事業の完成
- 四 設立認可の年月日
平成二十九年十一月二十八日
- 五 解散認可の年月日
令和五年五月十六日

(まちづくり推進課)

公 告

公告第八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次
のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
令和五年五月十六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
白河市東土地改良区

就任した役員

役員 氏名 住所
監事 鈴木 憲昭 白河市東釜子字本町九八番地二

(農村計画課)

公告第八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次
のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和五年五月十六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
穴堰水系土地改良区

退任した役員

役員 氏名 住所
理事 北澤 雄一 西白河郡泉崎村大字関和久字上町六二番地

- | | |
|----------|------------------------|
| 理事 北澤 雄一 | 西白河郡泉崎村大字関和久字上町六二番地 |
| 同 木野内 光男 | 同 郡同 村大字関和久字上町九〇番地 |
| 同 田崎 敏昭 | 同 郡同 村大字関和久字瀬知房一四番地 |
| 同 稲本 和也 | 同 郡同 村大字関和久字新六二四番地三 |
| 同 佐川 弥七 | 同 郡同 村大字関和久字富内九一番地 |
| 同 薄井 光雄 | 同 郡同 村大字北平山字新田八四番地一 |
| 同 飛知和 力 | 同 郡同 村大字北平山字岩沢六三番地 |
| 同 円谷 忠信 | 同 西白河郡中島村大字二子塚字浦山三三六番地 |
| 同 鈴木 輝美 | 同 郡泉崎村大字関和久字愛宕町二六八番地 |
| 同 菊地 清寿 | 同 郡同 村大字北平山字堂ノ下三七番地 |
| 同 飛知和 貢 | 同 白河市東蕪内字岩沢五九番地 |
| 就任した役員 | 住所 |
| 役員 氏名 | 西白河郡泉崎村大字関和久字富内九一番地 |
| 同 佐川 弥七 | 同 郡同 村大字関和久字瀬知房一四番地 |
| 同 田崎 敏昭 | 同 郡同 村大字関和久字松ヶ沢一二番地 |
| 同 佐藤 利治 | 同 郡同 村大字関和久字上町六二番地 |
| 同 北澤 雄一 | 同 郡同 村大字関和久字上町六二番地 |

同 鈴木 義弘
 同 菊地 一良
 同 岡部 重久
 同 岡部 忠信
 同 薄井 光雄
 同 野内 和孝
 同 松川 和孝

同 郡同 村大字関和久字福田一五九番地
 同 郡同 村大字北平山字堂ノ下三六番地
 同 白河市東蕪内字狐久保二五番地
 同 西白河郡中島村大字二子塚字浦山三六番地
 同 西白河郡泉崎村大字北平山字新田八四番地一
 同 西白河郡中島村大字二子塚字荷前橋二番地三
 同 西白河郡泉崎村大字泉崎字柁内一番地

(農村計画課)

公告第九十号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第一号の規定により、木戸川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和五年五月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(河川整備課)

公告第91号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 電界放出型走査型電子顕微鏡 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月29日(金)
- (4) 納入場所 福島県ハイテクプラザ 研究管理棟4階 構造解析室

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年6月12日

(月) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和5年6月12日(月)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年5月16日(火)から同年6月12日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年5月25日(木)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和5年5月25日(木)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年6月30日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月29日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Field-Emission Scanning Electron Microscope 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 30 June 2023

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 29 June 2023

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県公安委員会告示第42号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、指定講習機関として次のとおり指定した。

令和5年5月16日

福島県公安委員会委員長 山本真一

- 指定講習機関として指定した者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びにその者が特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
名称 有限会社双葉自動車学校
住所 福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬廻198番地3
代表者の氏名 長沼 克往
事務所の名称 ふたば自動車学校
事務所の所在地 福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬廻198番地3
- 特定講習の種別
取消処分者講習
- 指定年月日
令和5年4月13日

(運転免許課)